地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例について

大阪中学校体育連盟

1　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、大阪中学校体育連盟（地区予選が生じる競技の場合は、大阪府内各地区中学校体育連盟を含む）に参加を認められた生徒であること。

2　大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

ア、大阪中学校体育連盟主催大会に参加を認める条件

- 大阪中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（大阪府下の中学校等に在籍している中学生であること）。
- 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的な活動が代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、大阪府下で適切に※3行われていること。
- 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和４年 12 月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動 」を遵守していること。
- 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは大阪府の競技団体に登録※1されていること。かつ同じ内容で大阪中学校体育連盟に登録※2していること（地区予選が生じる競技に参加を希望する場合における各地区中学校体育連盟への登録費については、各地区中学校体育連盟の判断に委ねる）。

  ※１　別紙競技団体一覧を参照のこと。

  ※２　大阪中学校体育連盟への登録手続きは、所定の様式を用いた申請・ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
  大阪中学校体育連盟の登録にかかる費用は、１団体あたり 35,000 円（単年度）とする。なお、参加を希望する競技によっては、別途参加料を徴収する場合がある。

  ※３　暴力・体罰・セクハラ等への対応については、「運動部活動顧問等の部活動等指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応」を適用する
- 大阪中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に参加する場合、同一年度内の同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域スポーツ団体等での参加も認めない。

イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

- 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- 大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率・監督に関する特例４ - ②を適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- 団体競技における地域スポーツ団体（地域クラブ活動）名での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

3　参加を認めない場合

ア、大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

イ、上記理由により、大阪中学校体育連盟の認定を取り消すこととなった場合、認定等にかかった費用は返金をしない。大会参加後の取り消しとなった場合は、大会結果も併せて取り消すこととする。

4　その他

- この特例は、令和５年４月１日より施行する。
- 上記特例については、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
- 上記特例については、今後も検討を続けていく。

令和４年１０月２６日理事会	決定
令和４年１２月１９日臨時理事会	改正（２－ア）
令和５年　３月　８日理事会	改正（名称追加）
令和５年　６月２２日臨時理事会	改正（３－イ）
令和６年１０月３０日理事会	改正（２－ア）
令和７年１２月１８日臨時理事会	改正（２－ア-※１）